## 緊急事態宣言の失効(5月20日)

2022 年 5 月 23 日 在スリランカ日本国大使館

- ●スリランカ政府が 5 月 6 日に発令した「緊急事態宣言」は、5 月 20 日以降、失効しました。(緊急事態宣言は、宣言後2週間以内に国会の承認を得ることが求められています。)
- ●引き続き、規模の大小を問わず、抗議行動が実施されています。今後も抗議行動が継続する可能性がありますので、外出に際しては以下の注意事項に留意してください。

## 「注意事項」

- スリランカ政府の発表や報道により、最新の関連情報の入手に努める。
- ・ いつでも、どこでも抗議行動の場に居合わせる可能性があることに留意し、周囲の状況 に常に注意を払う。
- ・ 特に抗議行動による道路封鎖や当局による規制等により、交通渋滞が発生する可能 性が高い。
- ・ 抗議行動の場に遭遇した場合には、むやみに近づいたり、写真を撮影したりせず、警察等治安当局が現場にいる場合には、その指示に従って、速やかにその場を立ち去る。

## 〇問い合わせ先

在スリランカ日本国大使館

電話:(国番号94)11-269-3831

住所: 3rd & 4th Floor, M2M Veranda Office,

No.34, W. A. D. Ramanayake Mawatha, Colombo 2